「笠懸東小学校いじめ防止基本方針」

みどり市立笠懸東小学校
平成２６年３月　策定
令和　４年４月　改訂

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

平成２５年９月２８日施行「いじめ防止対策推進法」より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

平成２９年３月１４日改定「いじめ防止等のための基本的な方針」より

いじめ問題に取り組むにあたっては**「いじめはどの学校でも，どの学級でも、どの子にも起こり得る」**という認識の上、日々「未然防止」「早期発見」「早期解決」に取り組むとともに、いじめが認知された場合のいじめの「解消」に向けた組織的な取組を的確に行うことが必要である。

全職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかり持ち、笠懸東小学校の基本理念である「一人一人のよさが輝く学校づくり」を目指すために、「いじめ防止基本方針」を作成し、実行する。

1　いじめの防止等に対する基本的な考え方

基本的な考え方

（１）いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
（２）いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
（３）いじめている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導が必要であること
（４）関係者が一体となって取り組むことが必要であること
（５）保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努めること
（６）日頃から、児童、保護者、地域にいじめ防止基本方針の内容を公開し、周知を図ること

目指す学校像

一人一人のよさが輝き、笑顔あふれる学校

2　いじめ防止等の対策のための組織

（１）校内組織（いじめ防止委員会）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、（スクールカウンセラー）

（２）校外構成員も含める（いじめ防止拡大委員会）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校評議員、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、（スクールカウンセラー）

（３）校外組織との連携

○「みどり市いじめ問題対策連絡協議会」との連携
○「みどり市いじめ問題専門委員会」との連携

3　いじめ防止等の対策に関する取組

（1）いじめの未然防止のための取組

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちがいじめ問題を自分のこととして捉えるという様な主体的ないじめ防止活動を推進する。

居場所づくり

①学習指導の充実

○「わかる」「楽しい」授業

○がんばりやよさを認める。児童同士で認め合う。自分と異なる意見も認める。

②環境作り

○学級掲示の充実。（学級目標、個人目標、係カード、やさしさの木、行事ごとの掲示物など）

○いじめ防止ポスターや標語の作成、掲示。

③人権教育の充実

○人権週間を中心とした活動（標語、ビデオ鑑賞、講話，話合い）

○教職員の人権感覚（チェックリスト作成、注意の仕方、名前の呼び方など）

④道徳教育の充実

○学校の教育活動全体で行う。

○実態に合わせた題材で「優しさ」「心遣い」等に触れる

○いじめを「しない」「許さない」という心を育てる。

絆づくり

①学級活動

○いじめについての話合い。（自分のこととして捉え、考え、議論する。）

○いじめ防止スローガンの策定。

○いいとこ見つけ

②特別活動

○コミュニケーションを重視した活動（グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング等）

③児童会活動

○あいさつ運動による気持ちの交流（人と関わる喜び）

○縦割り活動（異学年交流、縦割り班活動で上級生に自己有用感を育てる。下級生には信頼感を育てる。）

○なかよし集会（児童が主体となって、いじめ防止活動を呼びかける。）

学校・家庭・地域等の体制づくり

①学校体制の充実

○教職員がみんなで児童を見て、よい行動があったら認めていく。

○児童の家庭環境等の情報を共有し組織的な支援ができるようにする。（いじめ防止委員会）

○配慮が必要な児童について、日常的に児童の特性や背景を含めた適切な支援を行う。

○個人や集団のよい取組の情報交換をし、積極的に賞賛する。

②学校を越えた連携

○幼保小中で連携し，情報交換を行う。

○校種を越えた「いじめ防止会議」

③学校・家庭・地域の連携

○学校の様子を積極的に発信。

○地域と連携した活動（阿左美沼清掃、米作り、土器づくり、詩画制作など）

○関係機関との連携（警察、民生委員、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、市役所福祉課など）

・外部講師による講座（ネット上のいじめ防止のための携帯・スマホ安全教室）

（2）いじめの早期発見のための取組

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。また、けんかやふざけ合いコミュニケーションツールでの言葉のやり取り等であっても、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

観 察

①日々の観察によるいじめの積極的な認知

〇朝の会、帰りの会の様子
〇休み時間、授業中の様子
〇保健室への来室

②複数教員の目による発見

〇担任以外の教員の情報・・教科、委員会、クラブ、登校班、縦割り班でのかかわりなど
〇児童のトイレ使用の様子

アンケート等

①いじめアンケート

〇毎月実施（記名式アンケートを基本としながら、学期に１回ずつ無記名式アンケートを実施）
〇些細なことも書いてよい雰囲気づくり
〇書いたことへの適切な対応（カウンセラーによる悩みの相談等）

②いじめ発見のチェックポイント(いじめ問題対策マニュアル学校用）の実施【資料①】

〇学期はじめに実施
〇気になる児童についていじめ防止委員会や生徒指導部会・教育相談部会で相談。

Q－U検査

①実施時期

〇６月、１１月に実施

②K－13法による話合い

〇配慮の必要な児童の共通理解
〇クラスづくりの対応相談（夏季・冬期休業中）
〇客観的なデータによる把握

教 育 相 談 等

〇夏休み中の保護者との教育相談
〇カウンセラーとの相談（常時）
〇保護者が相談しやすい雰囲気づくり

【早期発見のポイント】

- 児童の些細な様子の変化に気付く。
- 気付いた情報の共有。
  速やかな対応。
- 教師のいじめを見抜く力。
- 家庭と連携
  相談しやすい雰囲気を作る。

保護者から

①いじめ発見のチェックポイント(いじめ問題対策マニュアル家庭用）の周知【資料②】

〇いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知する。
（学校通信「こうじんやま」）
〇いじめ発見に協力を求める。（チェックポイント確認）
〇発見した際の連絡方法等の周知（通信等）

（3）いじめの解消に向けた取組

いじめが発生した際には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

事 実 確 認

〇いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
〇事実を客観的に記録し、正確に情報を整理する。

組 織 的 対 応

〇いじめ事案を認知した場合、いじめ防止委員会へ速やかに報告。対応を協議する。
〇いじめの事実に基づき、児童の成長支援の観点から指導を行う。
〇最低３カ月間の観察を行う。（その間、いじめに係る行為が止み、被害者がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。）
〇いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
〇重大事態への対処または重大事態と同種の事態の発生の防止に関して、「みどり市いじめ問題調査委員会」との連携を図る。